

## 医療提供体制施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県保健医療計画に基づく医療提供施設の整備等による患者の療養環境の改善、医療従事者の養育力の充実及び職場環境の改善等を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 休日夜間急患センター施設整備事業

昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づく休日夜間急患センター施設整備事業

(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

(3) 救急ヘリポート施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく入院を要する（第二次）救急医療体制病院へのヘリポート設置に係る施設整備事業

(4) ヘリポート周辺施設施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づくドクターヘリ導入促進事業を実施するドクターヘリ基地病院等の格納庫、給油施設及び融雪施設設置に係る施設整備事業

(5) 救命救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく救命救急センター施設整備事業

(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児救急医療拠点病院施設整備事業

(7) 小児初期救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児初期救急センター施設整備事業

(8) 小児集中治療室施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児集中治療室施設整備事業

(9) 小児医療施設施設整備事業

平成21年3月30日付け医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく小児医療施設施設整備事業

(10) 周産期医療施設施設整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく周産期医療施設施設整備事業

(11) 地域療育支援施設施設整備事業

「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく地域療育支援施設施設整備事業

(12) 共同利用施設施設整備事業

昭和59年10月25日付け健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設（部門）施設整備事業

(13) 医療施設近代化施設整備事業

平成5年12月15日付け健政発第786号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」（以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。）に基づく医療施設近代化施設整備事業

(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業

平成21年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく基幹災害拠点病院施設整備事業

(15) 地域災害拠点病院施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地域災害拠点病院施設整備事業

(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく災害拠点精神科病院施設整備事業

(17) 医学的リハビリテーション施設整備事業

リハビリテーション施設の施設整備事業

(18) 腎移植施設整備事業

昭和55年11月4日付け医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設整備事業

(19) 特殊病室施設整備事業

平成7年6月5日付け健医発第716号厚生省保健医療局長通知「骨髄移植施設等における無菌室の整備について」に基づく特殊病室施設整備事業

(20) 肝移植施設整備事業

平成19年3月26日付け健発第0326008号厚生労働省健康局長通知「肝移植施設整備事業の実施について」に基づく肝移植施設整備事業

(21) 治験施設整備事業

平成12年4月3日付け健政発第464号厚生省健康政策局長通知「治験推進対策施設整備事業の実施について」に基づく治験施設整備事業

(22) 特定地域病院施設整備事業

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、(2)、(5)、(9)、(18)の施設整備事業又は平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に定めるへき地医療拠点病院の施設整備事業の要件のいずれかに該当する病院が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟（精神病棟及び感染症病棟並びに木造を除く。）の耐震化を図る施設整備事業

(23) 医療施設土砂災害防止施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設土砂災害防止施設整備事業

(24) 医療施設等耐震整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設耐震整備事業

ア 二次救急医療施設等

イ 耐震構造指標である $I_s$ 値が0.3未満の建物を有する病院

ウ 看護師等養成所

エ 平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に

基づいて、知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設

(25) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

令和5年5月17日医政発0517第7号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づく津波避難対策緊急事業

(26) アスベスト除去等整備事業

平成18年2月3日付け医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業

(27) 医療機器管理室施設整備事業

平成16年4月1日付け医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づく医療機器管理室施設整備事業

(28) 地球温暖化対策施設整備事業

平成21年3月30日付け医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」に基づく地球温暖化対策施設整備事業

(29) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づく看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

(30) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業

令和6年6月26日医政発0626第4号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき実施する地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業

(31) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

(32) 医療施設浸水対策事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設浸水対策事業

第2の2 第2にかかわらず、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）第6条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域内において、病院を新築、増築又は移転改築する事業については、交付の対象としない。ただし、山間地域等において適切な医療提供のため当該区域内での建設が避けられないと認められる場合は、この限りでない。

（補助事業者）

第3 第2の交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業区分ごとに、第2欄に掲げる者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体（以下「地方公共団体」という。）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。以下「補助事業者」という。）とする。

別表1

1 事業区分	2 事業者
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設	

<p>整備事業</p> <p>(3) 救急ヘリポート施設整備事業</p> <p>(4) ヘリポート周辺施設施設整備事業</p> <p>(5) 救命救急センター施設整備事業</p> <p>(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業</p> <p>(7) 小児初期救急センター施設整備事業</p> <p>(8) 小児集中治療室施設整備事業</p> <p>(9) 小児医療施設施設整備事業</p> <p>(10) 周産期医療施設施設整備事業</p> <p>(11) 地域療育支援施設施設整備事業</p> <p>(13) 医療施設近代化施設整備事業</p> <p>(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業</p> <p>(15) 地域災害拠点病院施設整備事業</p> <p>(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業</p> <p>(18) 腎移植施設施設整備事業</p> <p>(19) 特殊病室施設整備事業</p> <p>(20) 肝移植施設施設整備事業</p> <p>(22) 特定地域病院施設整備事業</p> <p>(23) 医療施設土砂災害防止施設整備事業</p> <p>(24) 医療施設等耐震整備事業のうち、耐震構造指標である <math>I_s</math> 値が 0.3 未満の建物を有する病院に係る事業及び平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条に基づいて、知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設に係る事業</p> <p>(25) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業</p> <p>(26) アスベスト除去等整備事業</p> <p>(28) 地球温暖化対策施設整備事業</p> <p>(30) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業</p> <p>(31) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業</p> <p>(32) 医療施設浸水対策事業</p>	<p>出をした診療所の開設者</p>
<p>(12) 共同利用施設施設整備事業</p> <p>(21) 治験施設施設整備事業</p> <p>(24) 医療施設等耐震整備事業のうち、第二次救急医療施設等に係る事業</p> <p>(27) 医療機器管理室施設整備事業</p>	<p>医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（日本赤十字社及び長野県厚生農業協同組合連合会（以下「公的団体」という。）を除く。）</p>

(17) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業	公的団体、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会
(24) 医療施設等耐震整備事業のうち、看護師等養成所に係る事業 (29) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	(ア) 医療法人 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 学校法人及び準学校法人 (エ) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人 (オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (キ) 独立行政法人 (ク) 公的団体 (ケ) 国立大学法人 ただし、(24) 医療施設等耐震整備事業のうち、看護師等養成所の交付対象は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)に限るものとし、事業を実施できる者は、公的団体及び国立大学法人を除く者に限る。

(交付の対象外費用)

第4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表2の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) (2)の交付基礎額に別表2の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、第2の(22)から(28)((24)ウ、エを除く。)及び(32)については、(2)の交付基礎額に別表2の第4欄に掲げる補助率及び別表3に掲げる調整率を乗じて得た額を交付額とする。

別表2

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 人口10万人以上の場合 150㎡ (ただし、特別に必要な場合は300㎡を限度とする。) (2) 人口5万人以上10万人未満の場合 100㎡ (ただし、特別に必要な場合は200㎡を限度とする。)	休日夜間急患センターとして必要な次の部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等	0.33以内
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 150㎡ (ただし、特別に必要な場合は300㎡を限度とする。また、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度とする。)15㎡を加算し、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度とする。)15㎡を加算する。)	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室・心臓病専用病室(CCU)・脳卒中専用病室(SCU))、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等	0.33以内
	心臓病専用病室(CCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15㎡×心臓病専用病室(ただし、2床を限度とする。)	心臓病専用病室(CCU)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)	
	脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15㎡×脳卒中専用病室(ただし、2床を限度とする。)	脳卒中専用病室(SCU)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)	
(3) 救急ヘリポート施設整備事業	ヘリポート1 <b>医療機関</b> 当たり 58,044千円	入院を要する(第二次)救急医療体制病院のヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	0.33以内

(4) ヘリポート周辺施設整備事業	格納庫1 <b>医療機関</b> あたり 203,284千円	ドクターヘリ基地病院等への格納庫整備に必要な工事費または工事請負費	0.33 以内
	給油施設1 <b>医療機関</b> あたり 128,021千円	ドクターヘリ基地病院等への給油施設整備に必要な工事費または工事請負費	
	融雪施設1 <b>医療機関</b> あたり 128,021千円	ドクターヘリ基地病院等への融雪施設整備に必要な工事費または工事請負費	
(5) 救命救急センター施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 2,300㎡ (ただし、30床未満の場合は、1床当たり30㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算し、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(6床を限度とする。)15㎡を加算し、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算し、重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合は、1床当たり(4床を限度とする。)15㎡を加算する。)	救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、集中治療病室(ICU)、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) (2) 診療棟 (検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備 等) (3) その他 (事務室、機械室、自家発電室等) (4) 脳卒中専用病室(SCU) (5) 小児救急専門病床(小児専門集中治療室) (6) 心臓病専用病室(CCU) (7) 重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)	0.33 以内
	ヘリポート1 <b>医療機関</b> 当たり 92,489千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	
	脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数 (ただし、4床を限度とする。)	脳卒中専用病室(SCU)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)	

	<p>小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表４に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 15 m<sup>2</sup>×小児救急専用病床数（ただし、6床を限度とする。）</p>	<p>小児救急専門病床（小児専門集中治療室）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟（小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）</p>	
	<p>心臓病専用病室（CCU）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表４に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 15 m<sup>2</sup>×心臓病専用病床数（ただし、4床を限度とする。）</p>	<p>心臓病専用病室（CCU）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟（心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）</p>	
	<p>重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表４に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 15 m<sup>2</sup>×重症外傷専門病床数（ただし、4床を限度とする。）</p>	<p>重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟（重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）</p>	
	<p>補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×51,300円</p>	<p>救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	
(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表４に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 150 m<sup>2</sup></p>	<p>小児救急医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修室等</p>	0.33以内
(7) 小児初期救急センター施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表４に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 300 m<sup>2</sup></p>	<p>小児初期救急センターとして必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p>	0.33以内
(8) 小児集中治療室施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表４に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>1 医療機関当たり 20 m<sup>2</sup>×小児集中治療室病床数</p>	<p>小児集中治療室として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費（小児集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）</p>	0.33以内



(9) 小児医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 800 m <sup>2</sup> (ただし、小児総合病院の場合は4,000 m <sup>2</sup> )	小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室 等) (2) 小児専用病棟 (病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)	0.33 以内
(10) 周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 300 m <sup>2</sup>	母体・胎児集中治療管理室として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟(母体・胎児集中治療管理室を含む。) (病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)	0.33 以内
(11) 地域療育支援施設施設整備事業	地域療育支援施設を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 1床あたり130 m <sup>2</sup> (ただし、10床を限度とする。)	地域療育支援施設として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費(病室、浴室、診療室、処置室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)	0.50 以内
(12) 共同利用施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 特殊診療棟 300 m <sup>2</sup> (2) 開放型病棟 一般病床×1床あたり基準面積 (1床あたり基準面積) 耐火構造 13.88 m <sup>2</sup> ブロック・木造 12.56 m <sup>2</sup> (ただし、50床を限度とする。) ただし、転用による場合は、基準面積の範囲内で特殊診療棟及び開放型病棟に転用する面積とする。	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門) (2) 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、寝具倉庫、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)	0.33 以内

<p>(13) 医療施設近代化施設整備事業</p>	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) 精神病棟  ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表4に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額の合計額とする。</p> <p>ア 病棟整備  (ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合  25㎡×整備後の整備区域の病床数  (イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合  22㎡×整備後の整備区域の病床数  イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合  (ア) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合  25㎡×整備後の整備区域の病床数  (イ) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合  15㎡×整備後の整備区域の病床数  ウ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合  電子カルテシステムを整</p>	<p>医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 精神病棟</p> <p>ア 病棟  (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p> <p>イ 次に掲げる整備のうち知事が認める部門  (ア) 患者療養環境改善整備  (イ) 医療従事者職場環境改善整備  (ウ) 衛生環境改善整備  (エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備  (オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p> <p>ウ 電子カルテシステムの整備</p>	<p>0.33  以内</p>
---------------------------	---	---	---------------------

	<p>備する場合 1床当たり605千円×整備後の整備区域の病床数</p> <p>ただし、精神病棟の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床（公的団体及び持分のない法人は300床）を限度とする。</p> <p>(2) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表4に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>ア 病棟整備 （ア）1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 （イ）1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(3) 診療所 ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額とする。 （ア）無床の場合 160㎡ （イ）有床の場合</p>	<p>(2) 結核病棟改修等整備事業 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）</p> <p>(3) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等）</p> <p>ただし、改修等により療養病床を</p>	
--	---	---	--

	<p>① 5床以下の場合 240 m<sup>2</sup></p> <p>② 6床以上の場合 760 m<sup>2</sup></p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり 4,616千円×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表4に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 機能訓練室 1 医療機関当たり 40 m<sup>2</sup></p> <p>イ 患者食堂 療養病床1床当たり 1 m<sup>2</sup></p> <p>ウ 浴室 浴室1か所当たり 13,493千円 ただし、特に知事が必要と認める場合は、26,989千円とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数</p>	<p>整備する診療所にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等(外来部門を除く。))</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備 等)</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(第4の「交付の対象外費用」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事</p>	
--	--	---	--

	<p>を上限とする。) × 1 床当たり単価  (1 床当たり単価)  新築 4,767 千円  改築 5,720 千円  改修 2,384 千円</p> <p>イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合  次に掲げる基準面積に別表 4 に定める単価を乗じた額とする。  基準面積  160 m<sup>2</sup></p>	<p>務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。))  ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>イ 診療所  (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)</p>	
(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	<p>(1) 補強が必要と認められるものの  基準面積  2,300 m<sup>2</sup> × 51,300 円</p> <p>(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院  基準面積  2,300 m<sup>2</sup> × 243,800</p>	<p>基幹災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	0.50 以内
	<p>備蓄倉庫 1 医療機関当たり  190,007 千円</p>	<p>備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費</p>	0.33 以内
	<p>非常用自家発電設備 1 医療機関当たり  174,094 千円</p>	<p>非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費</p>	
	<p>受水槽 1 医療機関当たり  160,434 千円</p>	<p>受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費</p>	
	<p>研修部門 1 医療機関当たり  146,161 千円</p>	<p>研修部門整備に必要な工事費又は工事請負費</p>	
	<p>ヘリポート 1 医療機関当たり  171,356 千円</p>	<p>ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費</p>	

	給水設備 1 医療機関当たり 75,443 千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	
	燃料タンク 1 医療機関当たり 34,791 千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるものの 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×51,300 円	地域災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	0.50 以内
	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×243,800 円		
	備蓄倉庫 1 医療機関当たり 53,594 千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費	0.33 以内
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 174,094 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	
	受水槽 1 医療機関当たり 160,434 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	
	ヘリポート 1 医療機関当たり 92,489 千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	
	給水設備 1 医療機関当たり 75,443 千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	
	燃料タンク 1 医療機関当たり 34,791 千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	
(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるものの 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×51,300 円	災害拠点精神科病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	0.50 以内
	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×243,800 円		
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 174,094 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	0.33 以内

	受水槽 1 医療機関当たり 160,434 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	
	給水設備 1 医療機関当たり 75,443 千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	
	燃料タンク 1 医療機関当たり 34,791 千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	
(17) 医学的リハビリテーション施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 4 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 450 m <sup>2</sup>	医学的リハビリテーション施設として必要な次の部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 機能訓練棟、診療棟（機能訓練室、水治療室、電気マッサージ室、診察室、休養室、待合室、倉庫、便所 等）	0.33 以内
(18) 腎移植施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 4 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 100 m <sup>2</sup>	腎移植施設として必要な次の部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 無菌手術室（機械室及び附属設備を含む。）	0.33 以内
(19) 特殊病室施設整備事業	1 室当たり 79,531 千円	特殊病室（無菌室）整備に必要な工事費又は工事請負費	0.33 以内
(20) 肝移植施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 4 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 100 m <sup>2</sup>	肝移植施設として必要な次の部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 無菌手術室（機械室及び附属設備を含む。）	0.33 以内
(21) 治験施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 4 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 治験専門外来 100 m <sup>2</sup> (2) 治験管理部門 (事務部門、相談部門、その他) 75 m <sup>2</sup>	治験施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 治験専門外来 (外来診察室、処置室、検査室 等) (2) 治験管理部門 事務部門（治験事務室、治験審査委員会事務室） 相談部門（治験依頼者相談室、被験者相談室） その他（諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室 等）	0.33 以内
(22) 特定地域病院施設	次に掲げる基準面積に別表 4 に定める単価を乗じた額とする	特定地域病院の次の各部門の改築、改修（補強）に要する工事費又は工事	0.33 以内

<p>整備事業</p>	<p>(2)の場合を除く。)</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 改築の場合</p> <p>ア 病棟</p> <p>既存病床数×30% ×13.88 m<sup>2</sup></p> <p>(ただし、一部改築の場合は、上記による面積から改築を要しない病床数×13.88 m<sup>2</sup>を差し引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟</p> <p>当該改築部分に係る既存診療棟面積で知事が認める面積</p> <p>(2) 補強の場合</p> <p>ア 病棟</p> <p>既存病床数×30%×13.88 m<sup>2</sup> ×51,300 円</p> <p>(ただし、一部補強の場合は、上記による面積から補強を要しない病床数×13.88 m<sup>2</sup>を差し引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟</p> <p>当該補強部分に係る既存診療棟面積で知事が認める面積 ×51,300 円</p>	<p>請負費</p> <p>(1) 病棟</p> <p>(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)</p> <p>(2) 診療棟</p> <p>(診察室、検査室、エックス線室、手術室 等)</p>	
<p>(23) 医療施設土砂災害防止施設整備事業</p>	<p>補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり</p> <p>40,485 千円</p>	<p>土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強、既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>0.33 以内</p>
<p>(24) 医療施設等耐震整備事業</p>	<p>病院の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの基準面積</p> <p>2,300 m<sup>2</sup>×51,300 円</p> <p>(2) ア 耐震構造指標である I s 値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等</p>	<p>医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>0.50 以内</p>



	<p>イ 耐震構造指標である I s 値が 0.3 未満の建物を有する病院（二次救急医療施設等は除く）</p> <p>基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×243,800 円</p> <p>看護師等養成所の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×39,200 円</p> <p>(2) 耐震構造指標である I s 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×186,300 円</p> <p>平成 7 年に施行された地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条に基づいて、知事が作成した 5 箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合</p> <p>補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m<sup>2</sup>×51,300 円</p>	<p>耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	
(25) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	<p>救命救急センター 1,104,643 千円</p>	<p>救命救急センターの新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費</p>	0.33 以内
	<p>病院群輪番制病院及び共同利用型病院 115,189 千円</p>	<p>病院群輪番制病院又は共同利用型病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費</p>	
	<p>在宅当番医制診療所 18,872 千円</p>	<p>在宅当番医制診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費</p>	
	<p>在宅当番医制歯科診療所 18,872 千円</p>	<p>在宅当番医制歯科診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費</p>	
	<p>休日夜間急患センター 18,872 千円</p>	<p>休日夜間急患センターの新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費</p>	
	<p>休日等歯科診療所 18,872 千円</p>	<p>休日等歯科診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物</p>	

		の除去費	
	時間外診療実施診療所 18,872 千円	時間外診療実施診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	
	基幹災害拠点病院 972,744 千円	基幹災害拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	
	地域災害拠点病院 642,661 千円	地域災害拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	
	周産期母子医療センター 119,642 千円	周産期母子医療センターの新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	
	小児救急医療拠点病院 40,439 千円	小児救急医療拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	
	在宅医療実施病院 115,189 千円	在宅医療実施病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	
	在宅医療実施診療所 18,872 千円	在宅医療実施診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	
	在宅医療実施歯科診療所 18,872 千円	在宅医療実施歯科診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	
	精神科病院 115,189 千円	精神科病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	
	精神科救急医療センター 1,104,643 千円	精神科救急医療センターの新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	
(26) アスベスト除去等整備事業	1㎡当たり 54,100 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費	0.33 以内
(27) 医療機器管理室施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 80㎡	医療機器管理室として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	0.33 以内
(28) 地球温暖化対策施設整備事業	1 医療機関当たり 104,518 千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費	0.33 以内

(29) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80 m <sup>2</sup>	看護師の特定行為研修の実施に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	0.50 以内
(30) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表4に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 150 m <sup>2</sup>	地域拠点病院・地域拠点歯科診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費  診察室、技工室、エックス線室、事務室、待合室、便所、玄関、廊下、暖冷房、付属設備 等	0.50 以内
(31) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 174,094 千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	0.33 以内
	受水槽 1 医療機関当たり 160,434 千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	
	給水設備 1 医療機関当たり 75,443 千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	
	燃料タンク 1 医療機関当たり 34,791 千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	
(32) 医療施設浸水対策事業	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 49,130 千円	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	0.33 以内
	電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 38,769 千円	電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	
	止水板の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 466 千円	止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費	

	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり 26,894 千円	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費	
--	--	-------------------------------	--

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。
- 3 補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

別表3 既存病床数の割合による調整（前年度3月31日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計)	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00

(交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき（その事業費総額の20%を超える変更をしようとするときに限る。）又は補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過

後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (11) 当該年度の12月15日現在の遂行状況を、12月末日までに知事に報告すること。

#### (交付申請)

第7 規則第3条に規定する申請書は、医療提供体制施設整備補助金交付申請書によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第13第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

#### (変更申請等)

第8 第6に規定する報告又は承認は、別に定める書類を知事に提出して行うものとする。

#### (軽微な変更の範囲)

第9 第6第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 建物の設置場所であつて、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しないもの
- (2) 建物の規模、構造又は用途であつて、機能を著しく変更しないもの
- (3) 補助対象経費の20%以内で増額又は減額する場合
- (4) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を20%の範囲内で減額する場合

#### (事前着手)

第10 交付対象事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の交付を受けようとする事業者が、前項ただし書きに該当する場合には、別に定める事前

着手届を知事へ提出するものとする。

(実績報告)

第 11 この補助金の事業実績報告は、補助事業の完了した日から起算して 30 日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに別に定める報告書を知事に提出するものとする。

(交付請求)

第 12 補助事業者は、補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、医療提供体制施設整備補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第 13 第 7 第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第 7 第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が明らかにならない場合又は 0 円の場合を含む。）には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに知事に報告するとともに、知事により返還命令を受けてこれを返還するものとする。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

<間接補助事業の場合>

3 補助事業者は、間接補助事業者から補助金に係る消費税仕入控除税額の返還があった場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてその返還額の全部又は一部を返還するものとする。

(申請書等の様式)

第 14 この要綱に規定する申請書等の様式及び書類の提出部数は、別に定める。

(その他)

第 15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 19 年 3 月 16 日 18 医政第 400 号）

1 この要綱は、平成 18 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 20 年 9 月 12 日一部改正 20 医政第 473 号）

(適用)

- 1 この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。  
(看護師等養成所施設・初度設備整備事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 看護師等養成所施設・初度設備整備事業補助金交付要綱(昭和57年長野県告示第264号)は廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の看護師等養成所施設・初度設備整備事業補助金交付要綱の規定に基づき交付の決定をした補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成20年11月13日20医政第574号)

- 1 この要綱は、平成20年10月16日から適用する。

附 則(平成21年5月28日21医政第195号)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年8月20日22医第253号)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年8月19日23医第206号)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年8月31日24医第238号)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年7月5日25医第179号)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年7月8日26医第228号)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年8月26日27医第327号)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年8月4日28医第290号)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年8月29日29医第325号)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年8月23日30医第210号)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和元年8月2日元医第284号)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年12月22日2医第395号)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月16日2医第559号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和3年10月12日3医第323号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年9月21日4医第344号)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年11月22日5医第399号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。  
附 則（令和6年9月11日6医第331号）
- 1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。



(別表4) 1㎡当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (7) 小児初期救急センター施設整備事業 (29) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 (30) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業		鉄筋コンクリート、木造	208,200
		ブロック	180,900
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (5) 救命救急センター施設整備事業 (6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (8) 小児集中治療室施設整備事業 (27) 医療機器管理室施設整備事業		鉄筋コンクリート	295,100
(9) 小児医療施設施設整備事業 (11) 地域療育支援施設施設整備事業 (12) 共同利用施設施設整備事業 (17) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業 (22) 特定地域病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	264,400
		ブロック	230,500
	診療棟	鉄筋コンクリート	295,100
		ブロック	258,000
(10) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	264,400
		ブロック	230,500
(13) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	264,400
		ブロック	230,500
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート、木造	198,000
		ブロック	172,000
診療所 (豪雪地区)	鉄筋コンクリート、木造	212,200	
	ブロック	185,000	
(18) 腎移植施設施設整備事業 (20) 肝移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	626,700
(21) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	295,100
		ブロック	258,000
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	243,300
		ブロック	212,500

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 医療施設近代化施設整備事業の「豪雪地区」とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する「豪雪地帯」とする。